

平成30年6月から

問合せ：秦野市環境産業部環境資源課 資料2
電話0463-82-4401

ごみの減量のため分別にご協力をお願いします

草類の分別回収が始まります！

秦野市では、伊勢原清掃工場90t焼却施設の老朽化に伴い、平成37年度末までに、はだのクリーンセンター1施設での焼却体制に移行するため、さらなるごみの減量及び資源化が必要となっています。そのため、家庭から排出される可燃ごみの中で、生ごみの次に多く出されている草類を資源化することで、焼却量の減少を目指しています。

- 1 対象となる草類 **家庭から出る草(根も含む), 落ち葉**
- 2 対象地区 次の分別カレンダーの回収地区で
本町A, 本町B, 東A, 東B, 北

※平成31年度から市内全地区で開始予定

- 3 収集日 **平成30年6月から**

可燃ごみの収集日が「月曜・木曜」の収集場所では、**木曜日**に回収します。

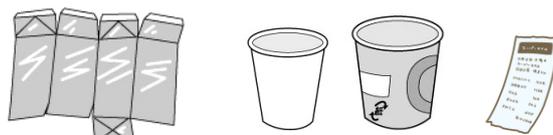
可燃ごみの収集日が「火曜・金曜」の収集場所では、**金曜日**に回収します。

- 4 出し方

- ① 土が付いている場合は、よく土を落としてください。
- ② よく乾燥させてから、透明又は半透明の袋に入れて、収集場所に出してください。
- ③ 収集場所では、可燃ごみと草類を分けて置いてください。

草類の出し方Q&Aは裏面をご覧ください。

新しく「紙箱」として出せるようになっています！



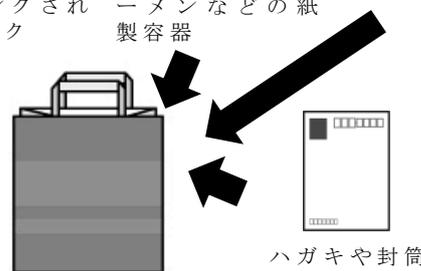
酒パックなど、内側がコーティングされている紙パック

インスタントラーメンなどの紙製容器

レシート

さらに
出しやすく

レシートやハガキなどの小さい紙や縛りづらいインスタントラーメンなどの紙製容器は、**紙袋**に入れても出せます！



ハガキや封筒

草類の出し方Q&A

Q 1. 土が付いていたら、出せないの？

A 1. 土が付いていると、資源化する時に、不純物となるので、できるだけ土を落としてください。

Q 2. 次に挙げるものは対象ですか？

- ①落ち葉、②竹、③木の葉、④根、⑤切花
- ⑥野菜、⑦割り箸

A 2. ①落ち葉：対象です。

②竹：対象です。直径 50cm 以下、長さ 40cm 以下に束ねて出してください。

③木の葉：葉のみでも対象です。

④根：草の根のみ対象です。木の根は排出禁止です。

⑤切花：花瓶などに生けていた草花も対象です。

⑥野菜：対象外です。「可燃ごみ」で出してください。

⑦割り箸：対象外です。「可燃ごみ」で出してください。

Q 3. 剪定枝は、分別収集しているけど、草類として出していいの？

A 3. 剪定枝は、今までどおり分別カレンダーの「剪定枝」の日に出してください。

Q 4. 少量でも分けて出すの？

A 4. 少量でも草類は分けて出してください。

Q 5. 一度に大量に草類が出てしまったら？

A 5. 大量に出た場合には、日を分けて出してください。一度に出す量としては、収集場所を使用している他の方が出せる範囲とってください。